

新型  
コロナ

誹謗  
中傷

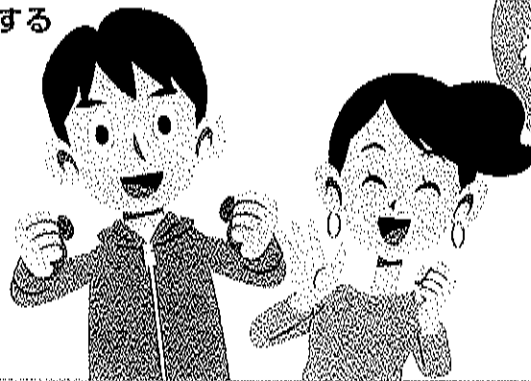
いじめ

セクハラ

# 人権に関するお悩みを ご相談ください

鳥取県では、  
人権に関することでお悩みの方の相談をお聴きする  
人権相談窓口を設けて、  
問題解決のための支援を行っています。  
お気軽にご相談ください。

相談は  
無料です。  
秘密は厳守  
します。



## <受付時間>

月曜日～金曜日 8:30～17:00  
(祝日・12月29日から1月3日までは除く)

## 相談例

- インターネット上に新型コロナウイルス感染者に対する厳しい誹謗中傷が書き込まれた。
- 障がいがあること、外国人であることや疾病などを理由に、公共交通機関やホテル、旅館、施設の利用を拒否された。
- 出身地を理由に結婚差別を受けた。
- 出身地や病歴など、能力、適性以外の理由で就職差別を受けた。
- 職場でパワハラを受けている。
- 子どもがいじめられているようだ。

## 人権相談窓口

◆ 県庁人権局(本庁舎 5F)	相談専用ダイヤル	☎ 0857-26-7677
◆ 中部総合事務所地域振興局(1F)	//	☎ 0858-23-3270
◆ 西部総合事務所地域振興局(1F)	//	☎ 0859-31-9649

## 相談方法

- ◆ 電話相談 電話で相談員が対応します。
- ◆ 面接相談 予約制です。事前に電話でご連絡ください。
- ◆ 電子メール相談 [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)  
※ 電子メールでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(24時間受付)

## 相談窓口での支援内容

### ◆人権相談窓口での支援

- 問題解決に役立つ各種制度や、国、県、市町村等の相談機関などを紹介します。
- ご希望に応じて相談員が関係機関に相談内容を説明したり、相談に同行します。

### ◆専門相談員による支援

- 多様な有識者（法律、福祉、教育等）が専門相談員として公平な立場から助言します。
- 民事訴訟等をお考えの方には、弁護士による専門相談が受けられます。

### ◆関係機関が連携した支援

- 関係機関が協力して、効果的、総合的な支援を行います。

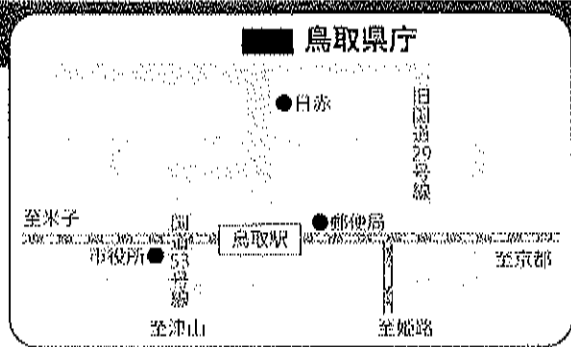


## 県庁人権局

所在地 ☎ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
 電話 ☎ 0857-26-7677 (人権相談)  
 0857-29-2115 (こどもいじめ人権相談)  
 ファクシミリ ☎ 0857-26-8138

<JR鳥取駅からのアクセス>

路線バス:鳥取バスターミナル(JR鳥取駅横)から  
 湖山・鳥大線など「県庁日赤前」下車

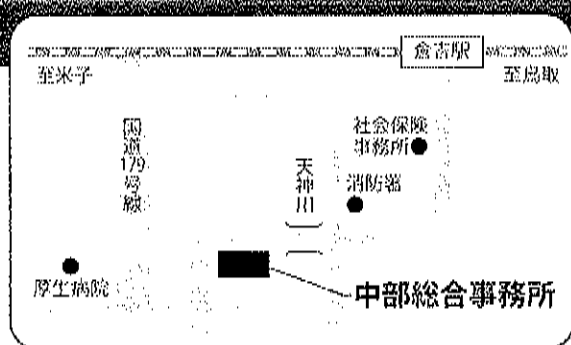


## 中部総合事務所地域振興局

所在地 ☎ 〒682-0802 倉吉市東巖城町2  
 電話 ☎ 0858-23-3270  
 ファクシミリ ☎ 0858-23-3425

<JR倉吉駅からのアクセス>

路線バス:JR倉吉駅から  
 西倉吉線など「中部総合事務所前」下車



## 西部総合事務所地域振興局

所在地 ☎ 〒683-0054 米子市権町一丁目160  
 電話 ☎ 0859-31-9649  
 ファクシミリ ☎ 0859-31-9639

<JR米子駅からのアクセス>

路線バス:JR米子駅から松江線「権町」下車

